平成２０年（フ）第７５０号
兵庫県加古川市八幡町上西条699番地
破産者　奥平　明志
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４７号
長野県飯田市松尾町３丁目27番地
破産者　會川　百樹
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第１８４１号
神戸市垂水区泉ヶ丘１－３－２ガーデン泉ヶ丘201、開始決定時の住所神戸市垂水区千代が丘２丁目４番23―506号
破産者　服部　**暦**佳
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６号
神戸市須磨区車字潰ノ下1088番地　南白川台ハイツ307号
破産者　道下　利浩
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６５１号
和歌山市北島433番地の１
破産者　北野　悦治
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第８４号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目20番11号プレジールゆみ106号
破産者　本村　強一
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第６６６号
北海道石狩市花川東２条２丁目133大島方、住民票上の住所北海道富良野市字南麓郷の３
破産者　五十嵐法子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４１０号
埼玉県東松山市御茶山町20―13　エステートピアⅡ303、住民票上の住所埼玉県東松山市松本町１丁目１番13号
破産者　神山　　健
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４５号
川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎６―503
破産者　白石　明裕
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成１８年（フ）第１７２号
岐阜県可児市広見1577番地６
破産者　河田　　学
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第３４号
静岡県賀茂郡南伊豆町加納688番地の３
破産者　佐野　孝江
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２０年（フ）第８８０号
大阪府岸和田市中北町７番15号、住民票上の住所大阪府岸和田市港緑町５番１―705号
破産者　大和谷　章
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
大阪府泉大津市条南町５番27号
破産者　宍戸　　悟
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成１９年（フ）第２９７号
鳥取県鳥取市嶋51番地の１
破産者　髙岡　辰彦
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８６号
鳥取県八頭郡八頭町見槻中188番地２
破産者　石谷　　定
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２５号
鳥取県鳥取市田島707番地２、旧住所鳥取県鳥取市材木町204番地
破産者　花房　惠子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４８０号
岡山県総社市真壁1412番地５
破産者　上田　祥子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成１９年（フ）第２４６号
鳥取県米子市西福原４丁目５番47―106号、住民票上の住所岡山県真庭市美甘3618番地
破産者　瀬恒　篤利
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部